

埼玉県では **契約後VE提案**

を受け付けています

「契約後VE」とは

公共工事の契約後に、受注者の皆さんから  
工事目的物の機能・品質等を低下させずにコスト縮減となる  
工事材料、施工方法等の提案（= VE 提案）を受け付ける制度です。

契約後VEの対象工事は？

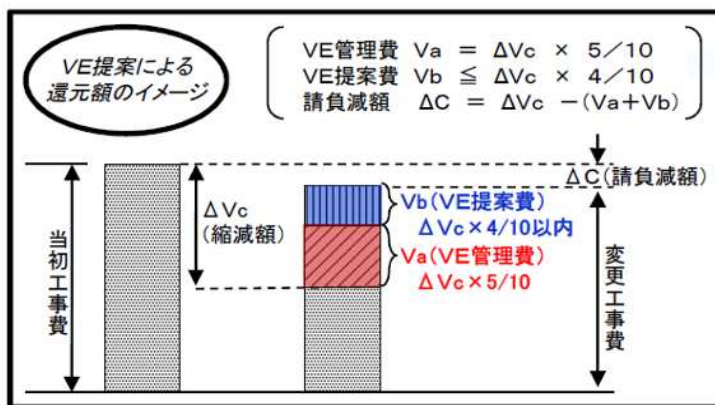
- 埼玉県が発注する全ての建設工事が対象です。

VE提案する受注者のメリットは？

- 独自の技術が活用できます。
- 縮減額の最大9割が還元されます。  
VE提案が採用された場合、設計図書の変更を行いますが、縮減額の5割が削減されません（VE管理費として計上）。また、縮減額の4割以内でVE提案に要した構造計算等の費用を見込みます（VE提案費として計上）
- 成績評定で加点されます。  
VE提案が採用された場合、工事成績評定の高度技術の項目で評価の対象となります。（工事成績評定要領の改正等により変更になる場合があります）
- 経営事項審査の完成工事高は、減額前の額で評価されます。  
VE提案が採用された場合、建設業法における経営事項審査の完成工事高は、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価される特例を利用できます（経営事項審査申請にあたっては、発注者が発行する契約後VE縮減額証明書の添付をしてください）  
（経営事項審査の制度改正等により変更になる場合があります）

発注者のメリットは・・・

- 施工者の技術力を活用したコスト縮減ができます。
- その後発注する工事でVE提案内容を活用したコスト縮減が図れます。



工事契約

VE提案

受注者は、  
「契約後VE提案書」  
（様式1～4）を  
発注者に提出します

※提案を受け付ける期間は、発注者と協議の上、契約締結後から工程等に支障のない時期までとします。

採否通知

発注者は、  
提案書の受領後14日以内に  
審査委員会で採否決定し、  
「契約後VE提案採否通知書」  
で受注者に通知します

設計変更

発注者は、  
「契約後VE提案書」を  
参考に設計変更します



埼玉県マスコット  
「コバトン&さいたまっち」

▼ VE提案様式のダウンロードはこちらから（埼玉県のホームページ、建設管理課）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/doboku-yousiki.html>

埼玉県 県土整備部 建設管理課 電話048(830)5201